小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第５１３号

東京都足立区梅島３－８－13－208

再生債務者　上原　治政

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年２月６日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２２年（再イ）第７３号

福島県郡山市静町５番25号

再生債務者　西間木和男

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月６日　福島地方裁判所郡山支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１００００１号

東京都葛飾区東金町１－36－４－243

再生債務者　有間コズト

1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月６日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月20日から平成26年４月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００００４号

栃木県宇都宮市長岡町1215番地17

再生債務者　伴　　真浩

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年２月27日まで

平成26年２月６日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再ロ）第１号

鹿児島県枕崎市岩崎町476番地

再生債務者　杉原　康史

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年３月３日まで

平成26年２月３日

鹿児島地方裁判所知覧支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００７６号

千葉県館山市上野原120－７

再生債務者　滝　　正樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月６日

東京地方裁判所民事第20部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 26 年２月 18 日　　愛媛県教育委員会

1　失効した免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

⑴　高等学校教諭一種免許状（商業）、平13高一種第126号、平成14年１月29日、愛媛県教育委員会、北岡　周平、愛媛県

⑵　高等学校教諭一種免許状（情報）、平17高一種第３号、平成17年４月１日、愛媛県教育委員会、北岡　周平、愛媛県

2　失効年月日　平成26年１月24日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

各社の株主総会の承認決議は平成二十五年十二月二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

甲、丙及び己は、平成二十五年十二月二十五日付官報二に及び七頁（号外第二八一号）に掲載しております。

乙、丁及び戊は、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年二月十八日

札幌市西区発寒十一条四丁目八番三号

（甲）株式会社ハッサム

代表取締役　小沼　大介

北海道帯広市大空町一丁目四番地五

（乙）有限会社ケーコーポレーション

取締役　丹保　久

札幌市東区北三十六条東八丁目一番二号

（丙）株式会社斉藤憲吾商店

札幌市西区西野一〇条八丁目一七番一〇号

（丁）有限会社西野商店

代表取締役　丹保　久

北海道千歳市自由ヶ丘二丁目二六番二一号

（戊）有限会社丸正普陽堂

代表取締役　丹保　久

札幌市西区西野七条四丁目三番一号

（己）株式会社ひらさわ

代表取締役　丹保　久

日に予定しておりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mdenshi.jp/ana01/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月二十五日

掲載頁　七十四頁（号外第一六二号）

平成二十六年二月十八日

東京都港区南青山一丁目一番一号

（甲）株式会社アイプラネット

代表取締役　鶴見　正樹

千葉県市川塩浜三丁目一二番

（乙）株式会社三菱電機ドキュメンテクス

代表取締役　藤井　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月二十四日

掲載頁　八十五頁（号外第十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月二十四日

掲載頁　九十頁（号外第十五号）

平成二十六年二月十八日

東京都中野区中野四丁目四番一一号

（甲）南国興産株式会社

代表取締役　大園圭二郎

東京都中野区中野四丁目四番一一号

（乙）株式会社ＤｓｔｙＬｅ

代表取締役　大園　博史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月七日

掲載頁　二十九頁（号外第二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月七日

掲載頁　二十九頁（号外第二号）

平成二十六年二月十八日

東京都港区新橋三丁目五番一〇号新二ビル

（甲）株式会社メディア・リース

代表取締役　徳永　一彦

東京都港区新橋三丁目五番一〇号新二ビル

（乙）株式会社メディア・サービス

代表取締役　徳永　一彦